

遺言書作成・保管・執行

生前対策
ガイド
BOOK

2019年
相続法改正対応

2020年
遺言書保管制度対応

あんしん
なつとく!

遺言書作成の すすめ

大切な家族のことを考えて
”想い”を形に残そう！



グリーン司法書士法人・行政書士法人

遺産相続・遺言・成年後見を総合サポートいたします。

あんしんなっとく

遺言書作成の **す す め**

◆ごあいさつ◆



このたびは、"遺言書作成のすすめ"をご覧くださいまして、誠にありがとうございます。グリーン司法書士法人の代表をしております山田でございます。当事務所では、遺言書の作成や老い支度を通じて、ご家族様の安心した生活の実現をサポートさせていただいております。まずは、お気軽にご相談ください。

グリーン司法書士法人・行政書士法人

代表 司法書士・行政書士 山田 慎一



中川



渡辺



市川



日野



泉



押部



山中



松尾



西田

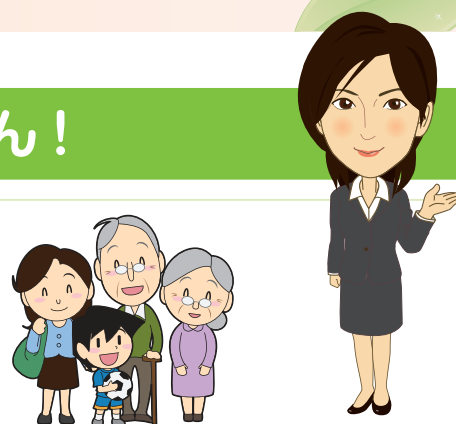
INDEX

- | | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 遺言書とは？ | 03 |
| 2 | 自筆証書遺言と公正証書遺言の違いとは？ | 04 |
| 3 | 遺言書はいつ書いたらよいの？ | 05 |
| 4 | 遺言書を書いた方がよい人とは？ | 06 |
| 5 | よくある残念な事例 | 07 |
| 6 | 遺言書作成の流れ（約1ヶ月半） | 08 |
| 7 | 遺言執行者を決めよう | 09 |
| 8 | 3つの安心・納得サポート | 10 |
| 9 | グリーン司法書士法人・行政書士法人の紹介 | 11 |

01 遺言書とは？

遺言書は " 遺書 " ではありません！

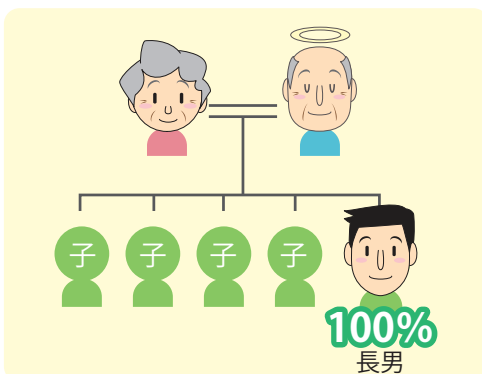
遺言書とは、大切な家族や友人のために誰でも作成できます。遺言書には大きく分けて**公正証書遺言**と**自筆証書遺言**があります。60歳を超えて一息ついたら、遺言書のことを考えてみましょう！



遺言書を書く人が増えている理由とは？

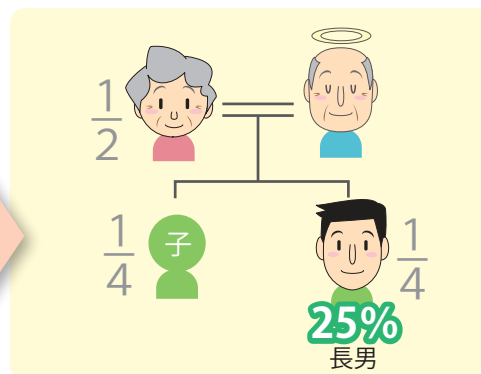
戦前の旧民法に沿って長男が100%という遺産分割がほとんど無くなり、戦後の新民法のような法定相続や貢献に応じた分け方にする方が大半となったため。遺言書を書く人が増えています。

明治～昭和 22 年まで (旧民法)



もともと旧民法では、指名された長男などが全てを受け継ぐ**家督相続**という方式でした。”家”を継ぐ長男など家長が、”家”を守り、兄弟の面倒を見るという価値にもとづいた法律でした。

昭和 22 年～現在



今の民法は、死亡とともに相続が開始され、相続分も長男が100%という時代ではありません。話し合いがまとまらなくて、法定相続分となると、上記の場合では4分の1となります。

民法改正
現在は？



ワンポイント！

現代は、誰に何を相続させるのか、事前に関わり合いや家族における役割に応じて、決めてあげることが大事になってきました。これは手紙やそれこそ遺書（いしょ）では法律上の効果はありません。法律に基づいて、遺言書（ゆいごんしょ）を作成する必要があります。



自筆証書遺言と公正証書遺言の違い

自筆の遺言書と公正証書遺言には、その方式ふくめて様々な違いがあります。
下記のメリット・デメリットを通じて、ポイントを確認してみましょう。



遺言書のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
自筆証書遺言	● 最も手間がかからない。 ● いつでも内容の更新ができる。 ● 目録はパソコンやコピーも利用可。	● 改ざんされたり、偽造の恐れがある。 ● 本当に本人の作成か疑いが残る。 ● 検認手続きを経ないと効力なし。
自筆証書遺言 (新方式)	● 法務局に遺言書を提出することで保管してもらえる。 ● 検認手続きが不要になった。	● 法務局に本人が遺言書を提出する必要がある。 ● 様式や添付方式に注意が必要。 ● 専門家のチェックが入らない。
公正証書遺言	● 専門家のチェックを受けるので間違いのない遺言ができる。 ● 本人の意思確認が確実。 ● 相続開始後、すぐに使える。	● 公証人や証人の費用がかかる。 ● 内容を更新する時にも費用がかかる。



ワンポイント！

一番の安心は公正証書遺言！

遺言書の方式は、法改正をうけて、大きく分けて「自筆証書遺言（自己保管）」「自筆証書遺言（法務局保管）」「公正証書遺言」の3つの方式が利用される流れとなっていますが、やはり一番の安心は「公正証書遺言」です。

公正証書遺言の良い点は、専門家のチェックを受けるので、確実な内容となることや、作成時に複数名が立ち会うので、後から特定の誰かが関与したり、誘導したりといった疑念が残らないことや、相続開始後すぐに利用できることです。まずは専門家に相談してみましょう！

遺言書はお元気なうちに書くものです！

遺言書は、お元気なうちに、しっかりとした判断能力を持ったうえでご自身を取り巻く、「資産状況」「家族関係」「家族内の役割分担」そして「これからの関係性」をよく考えて、作成することが望ましいです。



遺言書作成は下記の状況では出来ません！

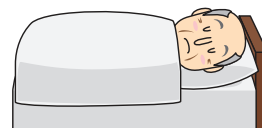
認知症となってしまうたら、作成が困難です。

認知症になってしまうと作成は困難です。軽度の認知症であれば、専門家に相談したうえで簡単な内容であれば作成が可能な場合もありますが、お元気なうちに作成するようにしましょう。



意思確認ができない場合、作成できません。

本人の意思確認ができない場合は、もう遺言書の作成は出来ません。なんとか、話ができる、手が動かせる、という状況であれば、すぐに専門家に相談しましょう。



誰かに強要されている場合は、無効です。

誰かに強要されて作成した遺言書は法律上は無効になります。遺言書は、自分の意思で作成しますので、周囲の方が必要以上に関与することは良くありません。



ワンポイント！

遺言書は、書ける時に書いておかないと、タイミングを逃してしまい後から何もできなくなってしまうかもしれません。お元気なうちに家族における様々な状況をふまえたうえで、落ち着いて作成することが大切です。

遺言書を書いた方が良いか、チェックしてみましょう！

赤い枠に、2つ以上チェックが入る場合は、残された方が大変なお困りごとを抱える可能性がありますので、必ず遺言書の作成をお勧めします。また10項目のうち、3つ以上チェックが入る方は、遺言書の作成を是非ともご検討ください。

↓ あてはまる項目にチェック☑をつけてみましょう。

- ☐ **相続人の一人と同居している人**
同居している相続人と他の相続人との遺産分割割合を決めてあげることが重要です。
- ☐ **再婚をされている人**
異父兄弟、異母兄弟の場合、遺産分割の話し合いが難しいことがあります。
- ☐ **お子様がいらっしゃるご夫婦**
兄弟が相続人になる可能性があり、配偶者と兄弟で遺産分割をすすめることになってしまいます。
- ☐ **自分の兄弟や甥姪が相続人にあたる人(妻・子がない)**
兄弟や甥姪が相続人になると、話し合いで遺産分割をすることが難しくなってきます。
- ☐ **婚姻届を出していない夫婦**
婚姻届を提出していないと、相続人になりません。つれ合いの方への配慮が必要です。
- ☐ **お持ちの資産が多いか、その資産のうち、土地の割合が多い人**
資産が多い場合、税金対策や取得の割合などを遺言で決めておく手続きがスムーズです。
- ☐ **相続人の一人に財産を多く残したい人**
遺言がなければ、相続人全員で遺産分割をすすめることになってしまいます。
- ☐ **実子が3人以上いる人**
相続人が3人以上になると遺産分割がまとまりにくくなる場合があります。
- ☐ **ご自宅だけしかないので大丈夫と思っている人**
不動産は最も現金化しづらい財産ですので、遺産分割の方針を決めておく手続きがスムーズです。
- ☐ **財産の分け方が、まだ決まっていない人**
家族の幸せのためにしっかりと考えていきましょう。決めてあげることが思いやりです。



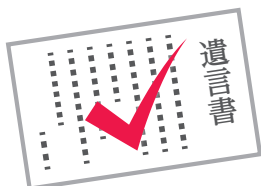
ワンポイント！ 相続は、人生で最も大きな財産を手にするタイミングのひとつです。

取得する金額はさまざまですが、500万円、1000万円を超えるような財産の分け方を、何のルールもなく話し合いで決めることは困難です。遺言書を残してあげましょう！

05 よくある残念な事例

ケース1

自筆の遺言書があったものの、内容が無効だった…



遺言書の書き方は、**明確に法律で定められております**。法律に沿った内容でなければ無効となってしまう、せっかくの遺言書も使う事ができません。自筆の遺言書の場合は特に、実績のある専門家にチェックしてもらいましょう。

ケース2

公証役場に依頼して、素人だけで作ってしまったので不備がある…



- 相続税を安くする分け方になっていない
- 不動産が、複数名の共有になってしまい、管理が複雑だ
- 遺言執行者の記載が無く、手続きが進まない

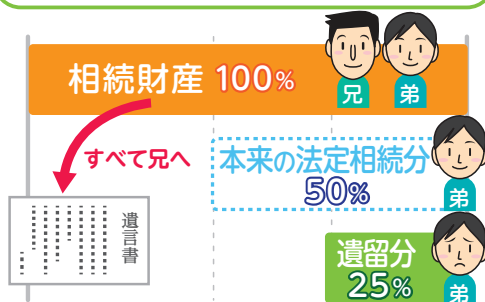
上記はよくある失敗事例です。公証人は、法律的に無効な記載が無いかをチェックしてくれますが、税金が安くなるかどうか、スムーズに遺産分割が進むかどうか、もめない内容になっているかどうかはアドバイスをしてくれません。専門家に内容を見てもらうようにしましょう。



コラム

遺留分とは？

遺留分のイメージ



ここでは、遺留分という法律上の権利について説明いたします。左のケースでは、相続人が兄と弟の2名で、「すべての財産を兄に相続させる」という遺言書があった場合の遺留分についてご紹介します。

遺留分は、子どもの場合、本来もらえる法定相続分の2分の1となりますので、この場合は全体の4分の1相当が弟の遺留分となります。遺留分は法律上的権利となりますので、専門家に相談するようにしましょう。

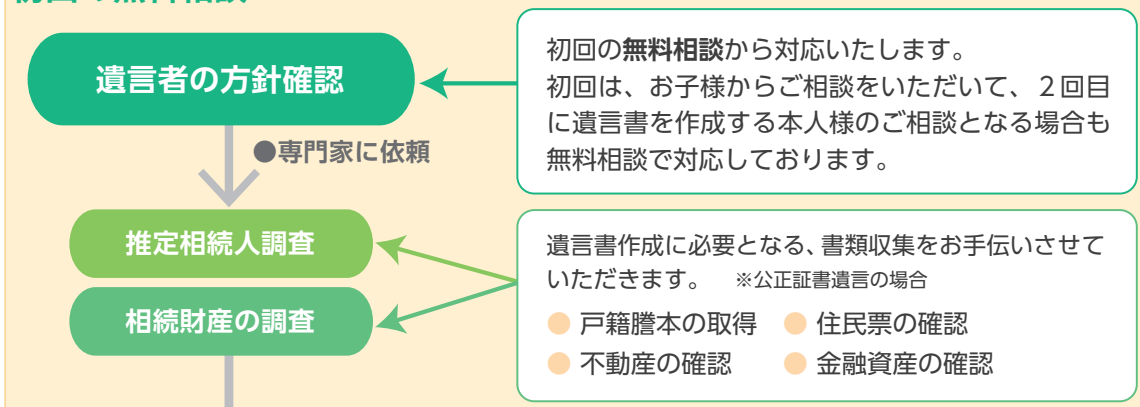


ワンポイント！ 遺言書を作成したからもう安心…は要注意！専門家の無料相談を活用！

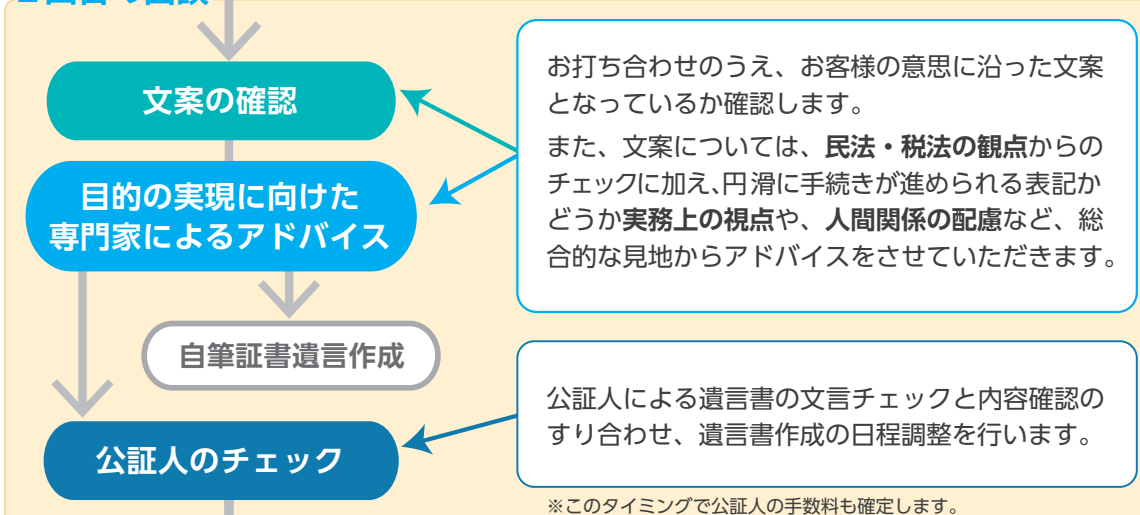
家族を想って遺言書を作成したものの、遺言書を作成したばかりに却って家族に負担をかけてしまうケースが見受けられます。「遺言書を作成したからもう安心」ではなく、専門家の無料相談を通じて、作成した遺言書の確認をしてもらうことが大切です。

公正証書遺言の作成の流れ

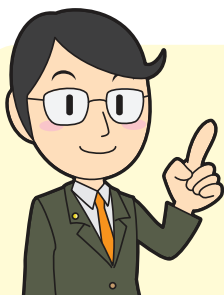
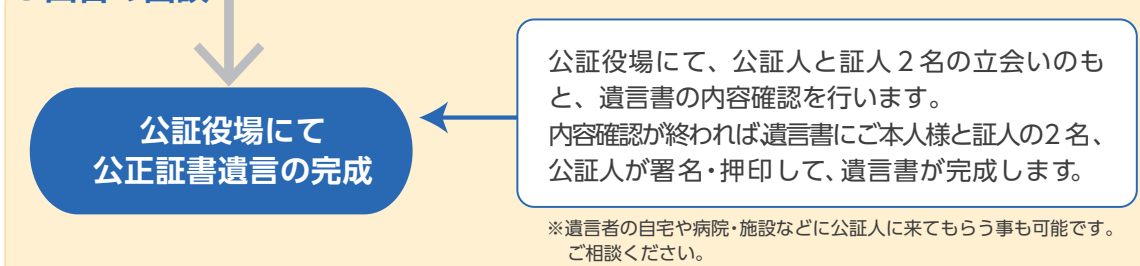
初回の無料相談



2回目の面談



3回目の面談

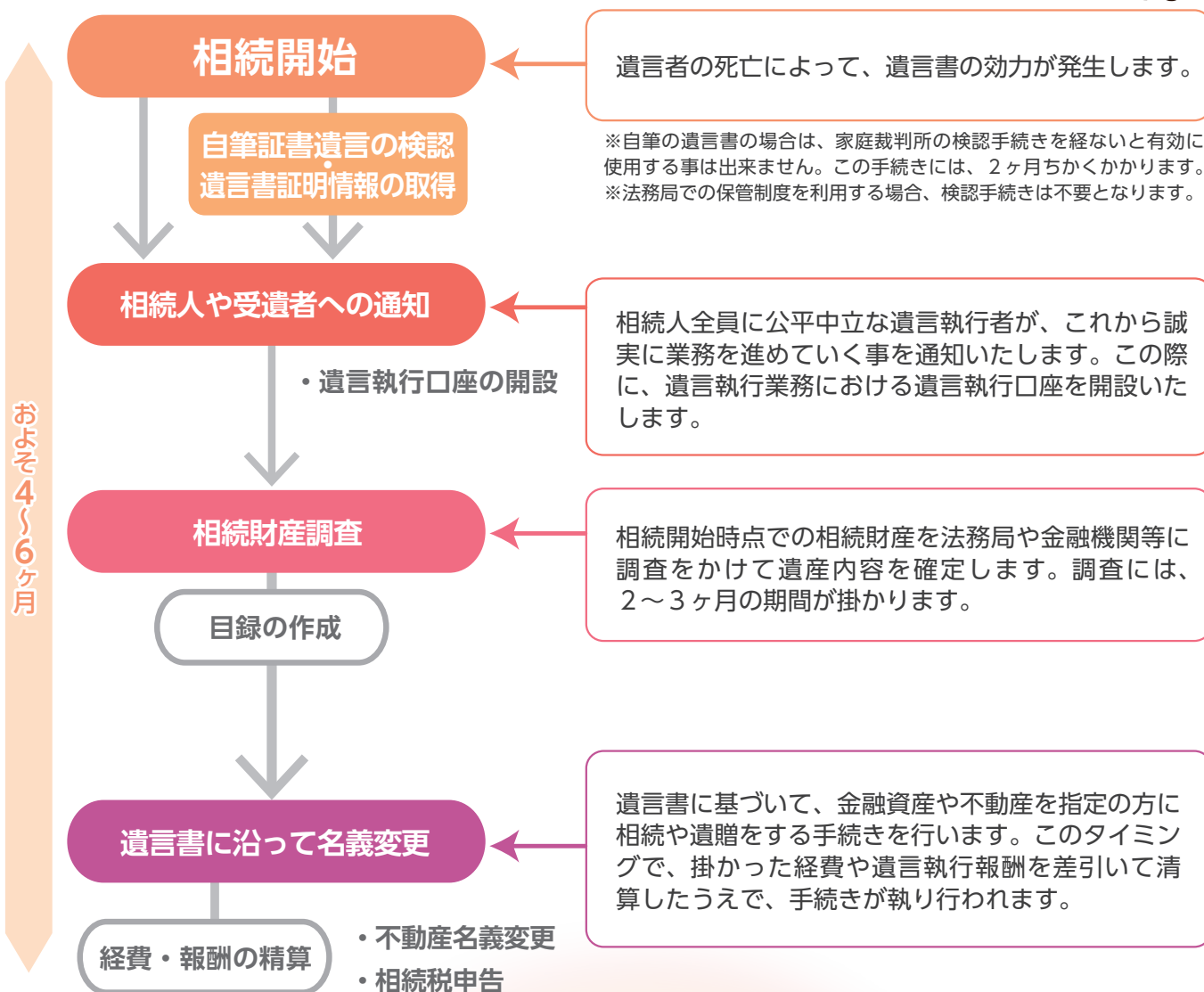


遺言書の文言の作成やチェックは行政書士や司法書士に相談しましょう！

公証役場では、将来の手続きをスムーズにするポイントや相続トラブル回避や節税対策などの具体的なアドバイスは受けられません。必ず実績ある専門家のチェックを受けてください。

07 遺言執行者を決めよう

遺言書作成の際は、責任もって遺言書の内容を実現してくれる人（**遺言執行者**）を決めておくことが大事です。この際に、遺言書の内容に直接、関与する方に執行者を依頼せずに、**公平中立な第三者**に依頼する事も争いを防ぐポイントとなります。遺言書作成を決めたら、執行者も合わせて決めるようにしましょう！



信託銀行などに、遺言執行を依頼する場合、**最低報酬が100万円～など非常に高額**となります。信託銀行と付き合いがあり、お願いせざるを得ない方は別ですが、金融機関よりも、遺言執行を専門とする法律家に相談することもポイントです。当事務所では、**最低報酬50万円～と安心の料金**に設定しており、数多くのお手伝いを担当しております。

① 専門家によるワンストップサービス

グリーン司法書士法人・行政書士法人では、相続・遺言について実績のある行政書士と司法書士が対応いたします。税務、相続トラブルにおいては、協力先の実績のある税理士、弁護士が対応いたします。どうぞ安心してご相談ください。

- **相続手続** … 相続関係説明図作成、相続人・相続財産の調査、遺産分割協議書作成
- **名義変更** … 不動産（土地・建物）の名義変更、不動産の調査、自動車の名義変更、有価証券の名義変更、生命保険の名義変更、預貯金口座の名義変更
- **裁判所関連** … 相続放棄、限定承認、特別代理人選任申立てなどの裁判所提出書類の作成
- **相続トラブル** … 遺産分割の交渉・調停や裁判の代理人 → 協力先の弁護士が対応
- **相続税** … 相続税の申告、2次相続対策 → 協力先の税理士が対応
- **生前対策** … 遺言書作成、成年後見、任意後見、生前贈与

② お気軽にお問合せください！



いつでも、遺産相続に関するご相談を受け付けております。まずは、お電話にてご希望の相談日程をお聞かせください。専門家の日程を確保させていただきます。

相談予約

 **0120-002-110**

相談時間

平日：9時00分～20時00分
土日祝：10時00分～17時00分
休業日：年末年始

③ 必ず初回は無料相談！



初回の**無料相談**では、およそ**60分～90分**の目安で専門家が、しっかりとお客様のお話をお伺いさせていただき、一連の手続きの流れをご説明させていただきます。また、相続手続に関する書類、裁判所や法務局に提出する書類作成をお手伝いさせていただく場合には、前もって**サポート内容と料金**を丁寧にご説明します。

グリーン司法書士法人・行政書士法人

遺産相続、遺言、財産の名義変更の無料相談を 20 時（平日）まで受付中です。家族のように寄り添う、安心・納得のお手伝いをご提供します。まずは、初回の無料相談をご利用ください。丁寧に手続きの流れをアドバイスさせていただきます。

法人概要	グリーン司法書士法人・行政書士法人
運営責任者	司法書士・行政書士 山田 慎一 大阪司法書士会 登録番号：第 2983 号 簡裁代理認定 512206 号 大阪府行政書士会 登録番号：第 6011 号 司法書士 中川 徳将 東京司法書士会 登録番号：第 8699 号 簡裁代理認定 912077 号
住 所 TEL	東京事務所 〒160-0022 東京都新宿区新宿二丁目 16 番 8 号 新宿北斗ビル3階 ☎ 03-5357-7743 大阪事務所 〒541-0043 大阪市中央区高麗橋四丁目5番2号 高麗橋ウエストビル2階 ☎ 06-4708-5581
営業時間	平 日：9 時 00 分～20 時 00 分 土日祝：10 時 00 分～17 時 00 分 休業日：年末年始

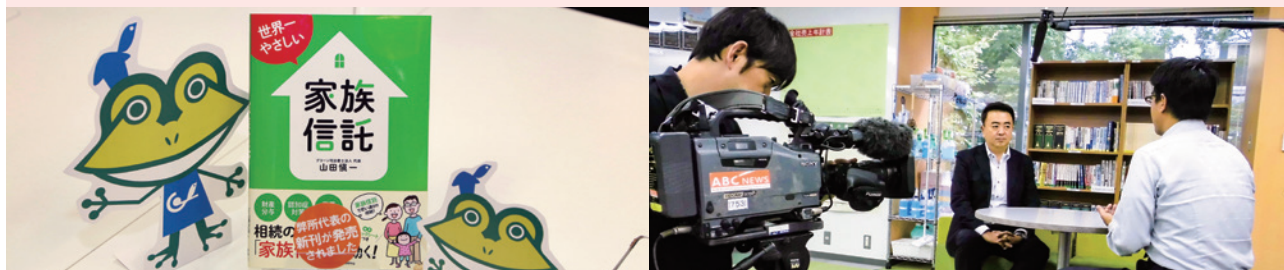
■グリーン司法書士 OnLine
<https://green-osaka.com/online/>



■身元保証サービス
<https://www.mimotohosyo.jp/>



「相続」「登記」「成年後見」「家族信託」
法務サービスをトータルサポートします。





安心のサポート品質 実績ある専門家が 初回の無料相談から 安心・納得のお手伝い



<https://green-osaka.com/online/>

グリーン オンライン

検索

遺言・相続の無料相談受付中！

まずはお気軽にお電話ください

 **0120-002-110**

【営業時間】 平 日：9 時 00 分～20 時 00 分
土 日 祝：10 時 00 分～17 時 00 分
休業日：年末年始

アライアンスパートナー・担当者